

第8回枚方市産業振興対策審議会

市内企業の再投資の促進
及び周辺環境との調和について

1. 市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和に向けて

- 地域産業の振興を促進していくためには、市内企業の工場用地において、老朽化による建替えや生産力・競争力向上に向けた再投資の促進および操業しやすい環境の整備が必要となっています。
- 工場立地法の適用を受ける市内特定工場に行ったアンケート調査では、大半が工業系用途地域に立地している一方で、同法に基づく、緑地の確保が困難であることから、再投資が進みにくい状況になっています。
- 工業系用途地域において、特定工場敷地内の緑地等の面積割合を本市の実情に応じた形で見直し、市内企業の再投資の促進及び操業環境の整備を図るとともに、周辺環境との調和への配慮を求めます。

2. 特定工場敷地内の緑地等にかかる面積割合の見直し

特定工場敷地内の緑地等にかかる面積割合について、市内特定工場が立地する都市計画上の用途地域の特徴を踏まえ、工業系用途地域において、本市の実情に応じた形で見直しを検討します。

◆工場立地法に基づく準則

(1) 国準則

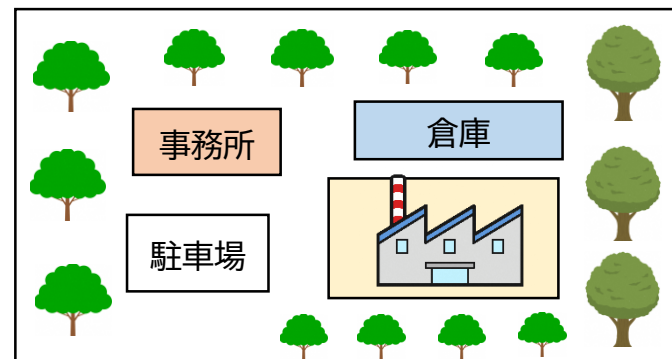
- ・環境施設（含む緑地）：25%以上
- ・緑地：20%以上

(2) 市区町村準則（条例制定により設定できる範囲）

	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
	住宅・商業の用に供されている区域	準工業地域	工業専用地域、工業地域	第一種～第三種以外の区域
環境施設	25%超～35%以下	15%以上～30%以下	10%以上～25%未満	10%以上～30%以下
うち緑地	20%超～30%以下	10%以上～25%以下	5%以上～20%未満	5%以上～20%以下
重複緑地の参入率	(区域の区分にかかわらず) 50%以内			

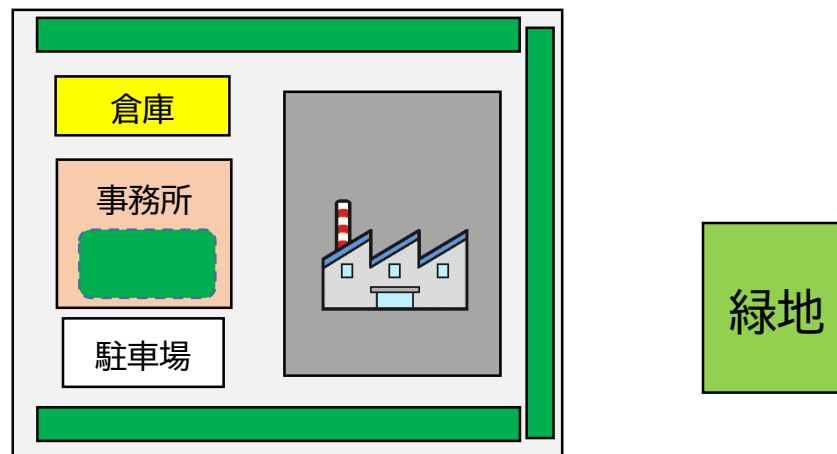
3. 緑地の有効配置

工場立地による周辺環境への影響を緩和し、災害時の被害の防止や心理的な圧迫感等の軽減のため、物理的・心理的緩衝効果を持たせるように工場敷地内で緑地の植栽・配置等の工夫を促します。



4. 敷地外緑地の適用に係る基準

特定工場が、工場の敷地内に最大限緑地等を整備する努力をしてもなお、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設を当該工場の敷地内に確保できない事情がある場合、当該工場の周辺地域の生活環境の保持に寄与するかたちで、当該工場の敷地外で実施する緑地整備に関して、基準を制定し、一定の要件のもと認めることを検討します。



5. 環境に配慮した取組

特定工場の周辺地域等市内における環境へ配慮する観点から、生産施設の新設等にあたり、見直された緑地面積率等の適用を受けようとする場合、環境に配慮した取組への協力を求めています。

(参考)

- ・ アダプトプログラム
- ・ 里山保全活動
- ・ 保全活動への寄付、など